

「計量法に係る登録事業者の登録等に係る規程」の改正に係る意見及び回答

	ご意見	回答
1	<p>該当箇所： 第3章 第16条 3項 ご意見：①「申請に対する処分がされないときは…」とあるが、「処分」の具体的な内容(更新審査または審査判定など)が分かりにくい。</p> <p>②また、登録事業者の責によらない事情で期限内に処分されない事例が万一発生したときに、Jcss校正証明書の発行を停止されることは受け入れがたい。</p>	<p>①ここでいう「申請に対する処分」とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第二章で定める「申請に対する処分」であり、登録更新事務手続きが完了することを指します。本規程は、計量法で機構が処理する業務として規定されている事項を規定する規程であるという位置づけのため、関係法令に準じた表現ぶりとなっておりますことをご容赦ください。</p> <p>②ご心情は十分理解できますし、そのような事例が生じないよう当センターとしても鋭意努力していく所存ですが、計量法の解釈上やむを得ませんので、事業者様におかれましても登録有効期限にご注意の上、早めに登録更新申請いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>